

各種手続をする

【避難者情報システム】

Q1 震災により、他市町村に避難し、住民票も移した。以前住んでいた避難元市町村では、避難者情報システムに登録した方がよいと言われたが、現在住んでいる市町村からは、住民票を移しているのに、情報システムに登録しなくともよいと言われた。どちらが本当か。

A1 避難者情報システムへの登録は、住民票を異動している場合でも可能です。

ただし、避難者情報システムへの登録は、住民票を移せば自動的に情報システムに登録されるものではないので、改めて、現在お住まいの市町村に登録を申し出ることが必要です。

登録しておけば、どの程度の情報が提供されるかは避難元市町村の判断になりますが、避難元市町村の情報が提供されるようになると思われます。

【学費】

Q1 子供が宮城県内の専門学校に通学している。

昨年は持家、借家にかかわらず学費が免除されていたが、今年（平成 24 年度）は持家でないと該当しないとされた。本当か。

A1 宮城県では、平成 24 年度私立学校授業料等軽減特別事業補助金交付要綱を定めるに当たり、補助対象となる居宅を、「り災時に所有し、住居として

いる家屋」と定めています。平成 23 年度交付要綱では、「所有」は条件とされていませんでしたが、変更されています。

したがって、今年も持家でないと該当しないと説明は正しいこととなります。

【登記】

Q1 この度の震災で、家が流され、権利証も流出した。権利証を再発行してもらえるか。

A1 紛失した権利証の再発行はできません。

ただし、権利証の紛失によって不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、登記の申請をする際に、本人確認資料として法務局に提出し

ていただくものですが、登記をするには、権利証のほかに、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失しただけで、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分ができなくなるわけでもありません。

なお、紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度があります。

詳しくは、最寄りの法務局にお問い合わせください。

Q2 この度の震災で、家が全壊した。滅失登記をしなければならないと聞いたが、どうすればよいか。

A2 建物が滅失したとき、登記名義人は、当該建物の滅失登記の申請をしなければならないとされています。

しかし、今回の震災によって流出等した建物については、法務局登記官の職権で滅失登記が行われますので、自ら登記を行う必要はなく、費用を負担することはありません。

なお、震災によって被害を受けたが、建物の一部が残っている場合等、職権による滅失登記の対象になるか不明な場合には、最寄りの法務局にお問い合わせください。

Q3 津波により家が流された。

新たに土地を購入し、家を建てたいと思っているが、登録免許税の免税措置はあるのか。

A3 震災特例法に基づき、平成23年4月28日から33年3月31日までの間に受ける次の登記について、登録免許税を免除することとされています。

なお、登記申請の際には、被災証明書を添付することが必要となります。

ちなみに、平成23年4月27日以前に登記した場合は、免税措置の対象になりません（平成23年11月1日現在）。

制度の詳細については、最寄りの法務局にお問い合わせください。

○ 大震災により住宅、工場または事務所等の建物が被害を受けた方が、滅失した建物に代わるものとして取得等をした建物についての所有権の保存又は移転の登記

※岩手県、宮城県、福島県については、全ての建物が対象となります。

○ 上記の滅失した建物に代わる建物の敷地として取得をした一定の土地についての所有権の保存又は移転の登記

※免税対象となる土地の面積は、次の(1)又は(2)のいずれか大きい面積が限度となります。

(1) 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積

(2) 被災代替建物の種類に応じて計算した次の面積

イ 個人が再取得する住宅用の建物→滅失建物等の床面積の合計の2倍の面積

ロ イ以外の建物→滅失建物等の床面積の合計の6倍の面積

Q4 震災で住んでいた家を流された。その家の抵当権が解除されていないことが分かったが、どのような手続きをすればよいか。

A4 法務局に確認した結果、建物に付いている抵当権については、建物が丸ごと流出・全壊した場合、抵当権の目的物がなくなることから、抵当権もなくなりますが、債権自体がなくなるわけではないとのことでした。

また、土地に付いている抵当権については、建物の流出とは関係なく、そのまま存続するとのことでした。

【国税の申告・納付等】

Q1 リ災証明で「一部損壊」の判定を受けたので、その時点で雑損控除手続きを行ったが、再調査してもらったら、「半壊」の判定に変わった。

以前申告した雑損控除額が異なってくると思うが、どうしたらよいか。

A1 税務署で更正の請求ができると思われます。

最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q2 東京電力から精神的損害と就労不能について、賠償金が振り込まれたが、確定申告する必要があるか。

A2 税務署に確認した結果、精神的損害に係る賠償金は非課税だが、就労不能に関する賠償金は一時所得として50万円以上であれば課税されるので、確定申告していただくことになるとのことでした。

Q3 震災で被災し、家が全壊した。今度宅地を取得し、家を建てる計画である。税制面での支援措置はないか。

A3 震災により滅失した住宅又は警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方（居住しようとしていた方を含む）が、次に掲げる期間内に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、1,000万円までの金額について贈与税が非課税とされています。

- (1) 震災により滅失等をした住宅に居住していた方
平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間
- (2) 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方
その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの期間

そのほか、登録免許税、売買契約書の印紙税について減免措置が講じられています。詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【運転免許】

Q1 運転免許の更新時期が近づいているが、住民票を移さずに、他県に避難している。どのように手続きをしたらよいか。

A1 更新を行うには、住民票等の新住所を証明するものが必要となりますが、避難されている方の場合は家族や親戚、避難先施設の責任者などが記入した「居住証明書」と居住証明を行った者の身分証明（免許証のコピー等）で手続きが可能です。この場合、免許証の住所は、避難先の住所が記載されます。

なお、優良講習の対象者であれば、経由更新が可能なので、避難先都道府県で講習を受けても、住民票住所地都道府県から免許証が交付され、郵送されます。ただし、住民票所在地都道府県の証紙が必要となります。

詳細については、避難先都道府県の免許センターに確認していただければと思います。

【自動車の廃車及び税金】

Q1 津波により家が全壊となったが、自動車は幸いなことに無事だった。
このような場合、自動車税の減免措置を受けることは可能か教えてほしい。

A1 自動車自体が無事であった場合、家が全壊であっても、自動車に関する支援措置はなく、自動車税減免措置の対象にはなりません。

Q2 津波により自動車が流出した。すぐに自動車が必要だったが、当時は窓口が開いておらず車庫証明が取れなかった（当局注→当時、申請手続きが簡素化されていましたが、ディーラーが把握していなかった可能性があります。）ので、車庫証明の取れる親族名義で自動車を平成23年3月中に購入した。

このような場合、自動車の買い替え特例は受けられるか。
また、自分名義に替えることも考えているが、そうすれば買い替え特例の適用を受けられるか。

A2 被災時の使用者と新しい使用者が別になっている場合、買い替え特例は受けられません。

ただし、名義を親族から被災した自分自身に変更した場合、その時点で、次のような特例措置が受けられます。

- 平成26年4月30日までに受けた第1回目の車検について、自動車重量税が免税となります。
- 平成26年3月31日までに名義を変更して、代替自動車の認定を受けた場合、自動車取得税が非課税となります。
- 代替自動車の認定を受けた場合、平成23年度から25年度までの自動車税が非課税となります。

ただし、4月1日現在の所有者に課税されますので、23年4月1日現在の所有者が親族であった場合、親族に課税されます。

Q3 自動車の廃車手続を早目に行ったのに、重量税が還付される気配がない。重量税は自動的に還付されないのか。

A3 平成 23 年 4 月 28 日に成立した法律に基づき、震災で被災した自動車についても、残存の車検期間に応じて、重量税が還付されることになり、運輸局等の窓口申請書が用意されるようになりました。

平成 23 年 4 月 27 日以前に廃車手続を行った方にも重量税は還付されますが、改めて、窓口で還付申請書を提出しなければ、還付されないの、注意が必要です。

【電柱に関する問題】

Q1 電柱が自宅敷地内に流れてきて、電柱により、自宅建物が被害を受けた。電柱管理者に損害賠償を求めたところ、その必要はないということで、応じてくれない。どのように対応すればよいか。

A1 電柱管理会社本社に確認してみましたが、同社では、社内の法務部門とも協議した上で、震災による不可抗力によるものであることから、賠償の責任はないという見解でした。

これ以上は、弁護士等に相談していただくしかないと思われます。

Q2 居住地区のライフライン工事が終了して復旧したが、その際、電柱が自宅敷地内に立てられてしまった。このようなことは許されるのか。

A2 緊急のライフライン工事とはいえ、私有地に無断で電柱を設置することはできません。電話会社や電力会社に連絡し、境界立ち合いを求めて現地を確認し、その結果によって、対応方針を決めるべきものと思われます。

【地デジチューナーの給付】

Q1 私は震災で被災し、自宅が半壊と判定されたので、地上デジタルチューナーの無償給付を受けた。

今後、テレビを購入した場合、不要になったチューナーはどうすればよいか。

A1 総務省では、地上デジタル放送への移行に際して、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴することができない世帯、具体的には、市町村民税が非課税の世帯およびNHK受信料が全額免除となる世帯に対して、必要最低限の支援が必要であると考え、震災で半壊以上の世帯も対象として支援を行っていました（現在は、支援は終了しています）。

チューナーは、申込者自らの世帯で使用することを目的としており、支援完了後5年間は交付の目的に反した使用、譲渡、貸し付け、担保、換金、廃棄などの処分は行えないことになっています。

また、不正行為が発覚した場合には、交付された機器の返還又は相当額の実費賠償の責任を負うこととされています。

地デジテレビを新たに購入してチューナーが不要になった場合には、譲渡、廃棄などはせず、保管するか、総務省地デジチューナー支援実施センター宛に返却してくださるようお願いいたします。

[目次に戻る](#)

[東北管区行政評価局HPに戻る](#)